

## 香南市下水道事業経営戦略

団体名：高知県香南市

事業名：下水道事業（農業集落排水事業）

策定日：令和 2 年 3 月

計画期間：令和 2 年 4 月（令和 2 年度）～令和 12 年 3 月（令和 11 年度）

～はじめに（計画策定の趣旨）～

香南市は、平成 18 年 3 月 1 日、野市町、赤岡町、香我美町、夜須町、吉川村の 4 町 1 村で合併して誕生しました。下水道事業は、市民の恒久的な財産であり、適正に維持し将来にわたって安定的なサービスを提供する必要があります。近年、少子高齢化に伴い人口が減少する局面を迎え、節水機器の普及などにより使用水量が伸び悩む状況にあります。他方、下水道施設の普及拡大の時代から更新需要を踏まえた維持管理の時代へと環境が変化しています。

このような経営環境に対応すべく、公営企業会計を導入するとともに、事業統合に関連した投資計画の見直しを図り、経営基盤の強化と財政マネジメントの向上に取り組むため、「香南市経営戦略（中長期下水道事業見通し）」を策定いたしました。

## 1. 事業概要

### （1）事業の現況

#### ① 施設

供用開始年度 (供用開始後年数)	上夜須（平成 7 年 4 月 1 日） 十ノ木（平成 7 年 4 月 1 日） 母代寺（平成 9 年 4 月 1 日） 佐古（平成 12 年 4 月 1 日） 上岡（平成 14 年 6 月 1 日） 中山田（平成 16 年 1 月 1 日） 徳王子（平成 14 年 4 月 1 日）	法適 (全部適用・一部適用) 非 適 の 区 分	令和 2 年 4 月 1 日法全部適用
処理区域内人口密度	農業集落排水：29.3 人/ha (H30 決算統計)	流域下水道等へ 接 続 の 有 無	接続なし
処 理 区 数	6 つ（母代寺、佐古、上岡、中山田、徳王子、上夜須・十ノ木）		
処 理 場 数	6 施設（母代寺地区農業集落排水処理施設、佐古地区農業集落排水処理施設、上岡地区農業集落排水処理施設、富家地区農業集落排水処理施設、徳王子クリーンセンター、北部クリーンセンター）		

広域化・共同化・最適化 実施状況*1	今後、漁業集落排水事業同様、下水道事業の処理区への統合（母代寺処理区、佐古処理区、上岡処理区、中山田処理区、徳王子処理区を野市処理区へ接続、上夜須・十ノ木処理区を夜須処理区へ接続）を検討しております。
-----------------------	--

\*1「広域化」とは、一部事務組合による事業実施等の他の自治体との事業統合、流域下水道への接続を指す。

「共同化」とは、複数の自治体で共同して使用する施設の建設（定住自立圏構想や連携中枢都市圏に基づくものを含む）、広域化・共同化を推進するための計画に基づき実施する施設の整備（総務副大臣通知）、事務の一部を共同して管理・執行する場合（料金徴収等の事務の一部を一部事務組合によって実施する場合等）を指す。

「最適化」とは、①他の事業との統廃合、②公共下水・集排、浄化槽等の各種処理施設の中から、地理的・社会的条件に応じて最適なものを選択すること（処理区の統廃合を含む。）、③施設の統廃合（処理区の統廃合を伴わない。）を指す。

## ② 使用料

一般家庭用使用料体系の 概要・考え方	基本料金(10 m <sup>3</sup> )：1,000 円＋従量制（※） ※11 m <sup>3</sup> 以上 30 m <sup>3</sup> まで税抜 120 円/1 m <sup>3</sup> 、31 m <sup>3</sup> ～税抜 140 円/1 m <sup>3</sup>				
業務用使用料体系の 概要・考え方	同上				
その他の使用料体系の 概要・考え方	同上				
条例上の使用料*2 (20 m <sup>3</sup> あたり) ※過去3年度分を記載	平成28年度	2,370 円	実質的な使用料*3 (20 m <sup>3</sup> あたり) ※過去3年度分を記載	平成28年度	2,701 円
	平成29年度	2,370 円		平成29年度	2,522 円
	平成30年度	2,370 円		平成30年度	2,544 円

\*2 条例上の使用料とは、一般家庭における20 m<sup>3</sup>あたりの使用料をいう。

\*3 実質的な使用料とは、料金収入の合計を有収水量の合計で除した値に20 m<sup>3</sup>を乗じたもの（家庭用のみでなく業務用を含む）をいう。

## ③ 組織

職 員 数	1 名（令和2年3月末現在）
事業運営組織	平成7年4月1日特別会計設置後、合併を機に平成18年3月1日より上下水道課として編成されました。

## (2)民間活力の活用等

民間活用の状況	ア 民間委託 (包括的民間委託を含む)	施設維持管理業務、水質検査業務等を民間委託しています。
	イ 指定管理者制度	未検討
	ウ PPP・PFI	未検討
資産活用の状況	ア エネルギー利用 (下水熱・下水汚泥・発電等)*4	太陽光発電による売電事業 下水汚泥の肥料化、緑地還元
	イ 土地・施設等利用 (未利用土地・施設の活用等)	未検討
(その他) 特になし		

\*4「エネルギー利用」とは、下水汚泥・下水熱等、下水道事業の実施に伴い生じる資源(資産を含む)を用いた収入増につながる取組を指す。

\*5「土地・施設等利用」とは、土地・建物等、下水道事業の実施に不可欠な資産を用いた、収入増につながる取組を指す（単純な売却は除く）。

### (3) 経営比較分析表を活用した現状分析

※直近の経営比較分析表(「公営企業に係る「経営比較分析表」の策定及び公表について」(公営企業三課室長通知)による経営比較分析表)を添付すること。

直近の経営比較分析表(平成 29 年度)を添付します。

#### 【農業集落排水道事業】

・収益的収支比率は、78.31%と低く、経費回収率は、77.95%と類似団体(59.80%)と比べて高い状況にあります。汚水処理原価に比して使用料が低く、一般会計からの繰入れに依存している状況にあります。

- ・汚水処理費用は、161.78 円と類似団体(263.76 円)と比して低い状況にあります。
- ・施設利用率は、59.43%と類似団体(51.75%)と比して高い状況にあります。
- ・水洗化率は、60.64%と類似団体(84.84%)と比して低い状況にあります。

施設等の老朽化の状況について、機器類等の老朽化は進んでおり、大規模改修に伴う投資が一定時期に偏らないよう定期的な機械設備や電気設備の更新や修繕を実施し運用します。汚水管渠については、TV カメラ調査や人孔目視調査結果を実施しながら更新を検討します。

今後ますます少子高齢化が進行すると、現状の料金体系における使用料収入での増加は見込むことができません。今後、下水道事業への接続による統合により汚水処理の持続性を向上させ、今後とも維持管理経費の縮減に努め、経費回収率、施設利用率の向上を図っていく方針です。

## 2. 将来の事業環境

### (1) 処理区域内人口の予測

接続率の増加による増加要因と人口減少に伴う減少要因を見込んでいます。

増減要因と減少要因により、当計画期間においては一定で推移するものと予測しております。

### (2) 有収水量の予測

#### 推計方法

- ・処理区域内人口 × 1 人 1 日当たりの有収水量(過去の増減率を加味) × 365 日  
(※閏年 366 日)

### (3) 使用料収入の見通し

#### 推計方法

- ・有収水量(汚水量) × 使用料単価をもとに推計
- ・使用料単価は、過去 3 か年の年間使用料収入 ÷ 年間有収水量により算定

### (4) 施設の見通し

農業集落排水事業にかかる固定資産の老朽化は、令和 2 年 3 月時点において、建物施設：約 46%、構築物(管渠)：約 41%、機械及び装置：約 81%と老朽化が進んでいます。供用開始後の経

過年数が水道事業よりは短いものの、持続的かつ安定的なサービスを提供するためには、機能強化診断および改築工事を行うなど、多額の費用が必要となります。

#### (5)組織の見通し

香南市職員定数管理をもとに、適正な人員の確保に努めます。また、職員一人一人の技術・技能や判断力の確保・向上、また、お客さまサービスの充実、さらには災害発生時における初期対応等様々な資質の向上が求められており、世代を超えて下水道事業の技術の継承を行っていきます。

### 3. 経営の基本方針

下水道事業は、市民が快適な安心して生活するために欠かせない重要な事業であり、公営企業として水道事業と同様に、利用者からの使用料料金によって賄う事業です。今後は、少子高齢化の進行に伴う人口減少などにより使用料の減収が想定されるなか、施設・整備の老朽化による維持補修費用等の増大が見込まれ、下水道事業を取り巻く経営環境は一段と厳しくなることが予想されます。引き続き、下水道事業サービスを将来にわたって安定的に提供するためには、中長期的な視点に立った計画的な経営基盤の強化、と財政マネジメントの向上が求められます。

今後、耐用年数を超える機器が発生することを考慮し、施設等のストックマネジメントを踏まえた長寿命化計画の策定を進めるとともに、投資の平準化及びコスト縮減に努めてまいります。

経営環境の様々な変化をモニタリングし、今後の料金改定の必要性についても継続的に検討を続け、財源の確保に努めてまいります。

### 4. 投資・財政計画（収支計画）

#### (1) 投資・財政計画（収支計画）：別紙のとおり

※赤字がある場合には(3)において、その解消方法が示されていることが必要

#### (2) 投資・財政計画（収支計画）の策定に当たっての説明

##### ① 収支計画のうち投資についての説明

目	標	施設利用率：類似団体平均 企業債残高事業規模比率：類似団体平均
---	---	------------------------------------

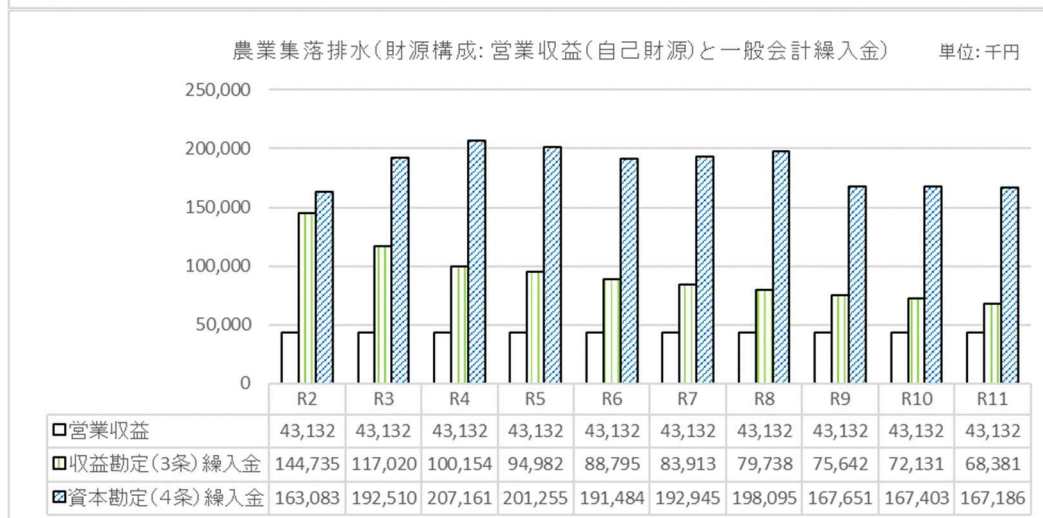
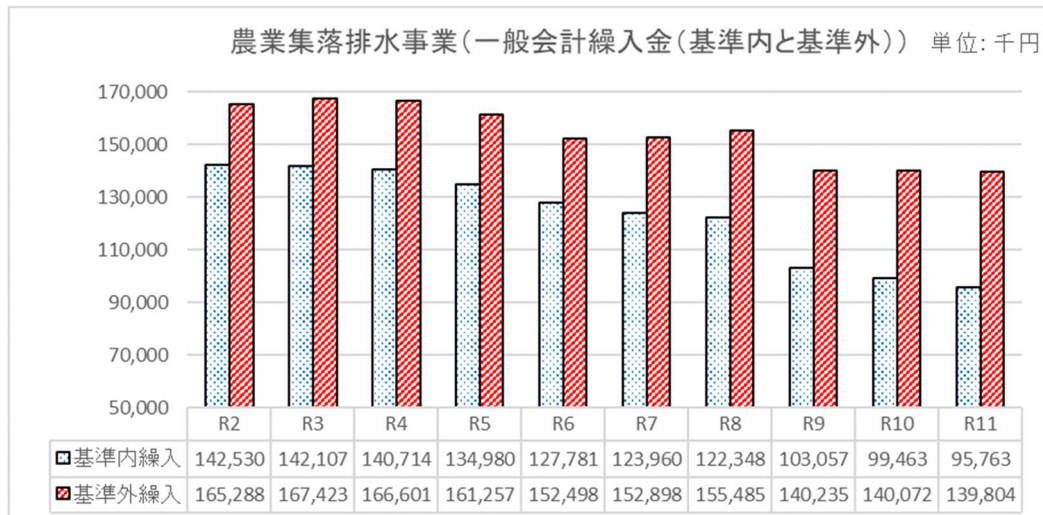
農業集落排水事業では、機能診断に基づく機械及び装置等の計画を立案中であり、当該診断結果に基づいて投資を計画していきます。

##### ④ 収支計画のうち財源についての説明

目	標	下水道処理人口普及率（水洗化率）：類似団体平均 経費回収率：類似団体平均
---	---	---

施設整備等の投資については、国庫補助（交付金）や地方債等を財源として見込んでいます。一般会計からの繰入金については、基準外の繰入については、可能な限り抑制できるよう、ダウンサイジング、維持管理費用の縮減に努め、基準外繰入金に安易に依存することのないように努めてまいります。

一般会計からの繰入額は、企業債残高の減少とともに減少傾向にはありますが、以前と高い水準にあります。



## ③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

基本的には、直近年度の値を参考に各種経費を推計しています。

項目	推計方法
職員給与費	令和2年度予算を参考に必要需要額を推計
委託料	施設の包括的維持管理業務委託など、現状の委託業務を精査し、対象となる委託業務期間に応じた必要需要額を推計
薬品費	施設の包括的維持管理業務の委託料に含まれているため、計上していません。
動力費	汚水処理水量に応じた必要需要額を推計
修繕費	過去実績に基づく事後保全費用（管渠および施設の老朽化対策）、や機器などの定期的なオーバーホールの必要需要額を推計
減価償却費	既得資産の減価償却費は固定資産システムより推計し、今後の整備資産は取得資産ごとの償却計算により推計し、両者を合算
資産減耗費	各資産の更新時期や支障移転工事による管路の撤去の見込み額を推計
その他営業費用	過去実績を踏まえ、必要需要額を推計
営業外費用 （支払利息等）	既発債の支払利息（償還計画による）と、新規借入による増加分を合算して推計

## (3) 投資・財政計画（収支計画）に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

(1)において、純損益（法適用）又は実質収支（法非適用）が計画期間の最終年度で黒字とならず、赤字が発生している場合には、赤字の解消に向けた取組の方向性、検討体制・スケジュールや必要に応じて経費回収率等の指標に係る目標値を記載すること。\*(1)において黒字の場合においても、投資・財政計画（収支計画）に反映することができなかった検討中の取組や今後検討予定の取組について、その内容等を記載すること。

## ① 今後の投資についての考え方・検討状況

\* 処理区ごとに考え方が異なる場合は、処理区ごとに記載すること

広域化・共同化・最適化に関する事項	高知県の計画等と整合性を図りながら、県および隣接地域の市町とともに検討を進めてまいります。
投資の平準化に関する事項	修繕計画をもとに計画的な更新投資等を実施してまいります。
民間活力の活用に関する事項 （PPP/PFIなど）	先進団体の事例等の状況を踏まえ、適宜検討を進めてまいります。
その他の取組	特になし

## ② 今後の財源についての考え方・検討状況

使用料の見直しに関する事項	繰入金に過度に依存せず、今後も適正な料金改定を検討します。
資産活用による収入増加の取組について	太陽光発電事業を継続し、先進団体の事例等の状況を踏まえ、適宜検討を進めます。
その他の取組	特になし

## ③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況

民間活力の活用に関する事項（包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFIなど）	他自治体の先進的取組の調査を行い、包括的民間委託等の実施可能か否か研究し検討を進めていきます。
職員給与費に関する事項	市全体の定数管理のもと、業務上の重要度、負担等を念頭に、職員の増減を検討していきます。

動力費に関する事項	電力の自由化等の経済動向をふまえ、電気代等の削減に努めてまいります。
薬品費に関する事項	生活環境の保全のため、適正な水準での使用に努めてまいります。
修繕費に関する事項	修繕計画に反映し、修繕費の節約及び平準化に努め、経費回収率、施設利用率の向上を図ります。緊急的突発的な修繕工事へ対応するため修繕費の確保に努めてまいります。
委託費に関する事項	維持管理経費の縮減に努めてまいります。
その他の取組	ホームページなどで財務状況等を情報公開し、経営の透明性を図るとともに、利用者ニーズを把握し、意見が反映できるよう計画策定に努めてまいります。

## 5. 経営戦略の事後検証、改定等に関する事項

経営戦略の事後検証、改定等に関する事項	投資財政計画の達成状況について毎年度進捗管理を実施するとともに、概ね5年ごとに総合的な検証を踏まえて経営戦略の更新等を行います。また、計画値との大幅な乖離など修正が必要な事態が生じた際には、適宜更新等を行います。
---------------------	--